

平成 29 年度 法学既修者コース A 日程 民事系科目出題意図及び採点講評

民法<出題意図および採点講評>

問題 1

【出題意図】

民法総則における法人についての規律に関する問題である。民法 34 条の解釈について、判例・学説の知識を問うものである。

【採点講評】

本問は、民法 34 条における「目的の範囲」が、営利法人について、どのように解釈されるかを問っている。民法 34 条における「目的の範囲」について、判例は、これを権利能力の制限と解したうえで、実質的にはほぼ全ての営利法人の活動を目的の範囲内としている。まず、このような問題の所在と判例のおおよその立場についての理解が不十分である答案が見られた。また、具体的な事案へのあてはめをするに十分な規範の定立もなされていない答案も見られた。理論的・体系的な理解に加えて、正確な知識を身につけるような学習が強く望まれる。

問題 2

【出題意図】

物権の大きな区分である用益物権と担保物権の内容ないし特徴に関する理解を問うものである。

【採点講評】

本問では、(1)物権一般に共通する特徴、および(2)用益物権、担保物権のそれぞれに典型的な特徴を記述することが不可欠である。(2)の方に注意が奪われ、(1)が不十分な答案が目立った。いずれも、物権法や担保物権法の教科書の冒頭部分に必ず書かれてある基礎中の基礎である。

問題 3

【出題意図】

法定相続人間の公平を図ることを目的とする特別受益（903 条）と寄与分（904 条の 2）の制度について、条文の内容を正確に理解しているか、具体的相続分との関係について説明できるかを問うことをねらいとする。

【採点講評】

2013 年 12 月 5 日の「民法の一部を改正する法律」によって、民法 900 条 4 号ただし書から、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とするという規定は削除された。

判例は、最高裁平成 7 年 7 月 5 日大法廷決定以来（同大法廷決定は、現行民法が法律婚主義を採用する以上、900 条 4 号ただし書前段の規定の立法理由には合理的な根拠があると

いうべきであり、同規定が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1としたことが、立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできないとした)、民法900条4号ただし書旧前段を合憲とする判断を長らく維持してきたが、最高裁平成25年9月4日大法廷決定によって、遅くとも2001年7月当時には同号ただし書旧前段は違憲であったとの判断が下されている。

答案には、これらの判例の動きと2013年12月5日の民法の一部改正について正確に理解し、記述したものが大半であったが、中には、今なお民法900条4号ただし書は嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と規定しているとして解答しているものも見られた。平成25年最高裁大決定も同年の民法改正も新聞等で大きく報道されたものであり、民法の知識以前の問題として、社会において注目される法律問題については常に感度を高く保っておくことが望まれよう。

問題4

【出題意図】

為替手形における引受けに対する理解を問うものである。

【採点講評】

引受けの概念については基本的な理解できていると思われる。惜しむらくは、為替手形と約束手形の法的差異という視点から、手形行為としての引受けについて、より直裁に論じてほしかった。

問題5

【出題意図】

本問は、主要事実と間接事実の定義及び民事訴訟における両者の区別の意義について十分に理解しているかどうかを問うものである。間接事実については当事者の主張がなくても裁判所はこれを認定することができ、また間接事実の自白は裁判所及び当事者を拘束するものではないとする見解の当否についても、論ずることが望まれる。

【採点講評】

非常に良く出来た解答があった一方で、事実と証拠とを混同して直接証拠について論じている解答も見られた。基本的な概念については具体例とともに正確に理解しておいてほしい。